

インドネシア 貿易管理制度「輸出品目規制」詳細

1. 輸出禁止品目 : 1
2. 数量規制品目 : 3
3. 業者登録制度品目 : 3

1. 輸出禁止品目 :**●工業商業大臣決定1998年第558号 (No. 558/MPP/KEP/12/1998) :**

- ・ SIR (インドネシア標準ゴム) 規格外のゴム
- ・ 産業廃棄物
- ・ 保護種の動物
- ・ 文化財
- 等、7品目

●林業・商工大臣合同決定No. SK. 350/Menhut-VI/2004 & No. 598/MPP/Kep/9/2004 :

- ・ 鉄道・路面電車の枕木
- ・ 厚さ6ミリ超のスライス木材

●2007年1月22日付商業大臣規定2007年第1号 (No. 01/M-DAG/PER/1/2007) :

- ・ 砂

<詳細> 商業大臣規定2007年第2号 (No. 02/M-DAG/PER/1/2007) に規定

- ・ HS 2505. 10. 00. 00、2505. 90. 00. 00 に該当する砂
- ・ HS 2512. 00. 00. 00の土
- ・ HS 2530. 90. 90. 00の表土 (top soil)

●2011年11月30日付商業大臣決定2011年第35号 (No. 35/M-DAG/KEP/11/2011) :

- ・ HS コード 1401. 20 (旧 1401. 20. 00. 00) に該当するロタン原木
- ・ 簡易処理済ロタン
- ・ 洗浄・硫酸処理されたロタン (ロタン W/S)
- ・ 半製ロタン

●2019年6月11日付商業大臣規定2019年第45号 (Permendag No. 45 tahun 2019) :

- ・ 輸出禁止品目一覧を改定。HS コード 8 桁ベースで、
- ・ 農業製品 10 品目
- ・ 林業製品 15 品目

- ・ 鉱業製品 11 品目
- ・ 文化保護品 1 品目

●2018 年 2 月 2 日付商業大臣規定 2018 年第 32 号 (Permendag No. 32 tahun 2018)
HS コード 2609.00.00、2620.99.10、ex. 2620.99.90 のスズとそのスラッグ・かす・残余物は、精錬・加工技術の研究開発に必要なサンプル用として以外の輸出は禁止とされた。
詳細は商業省ウェブサイトの法令ページ (Kementerian Perdagangan Jaringan Dokumentasi dan Informasi Hukum、<http://jdih.kemendag.go.id/regulasi>) で確認できる。

●2016 年 12 月 23 日付海洋水産大臣規定 2016 年第 56 号 (No. 56/PERMEN-KP/2016)

- ・ HS コード 0306.21.10.00 あるいは 0306.21.20.00 に該当するロブスター：
 - 卵を宿しているもの、体長が 8cm または重さが 200 グラムまでのもの
- ・ HS コード 0306.24.10.00 のノコギリガザミ：
 - 12 月 15 日から 2 月 5 日まで：体の幅が 15cm あるいは重さが 200 グラムまでのもの
 - 2 月 6 日から 12 月 14 日まで：卵を宿しているもの、体の幅が 15cm あるいは重さが 200 グラムまでのもの
- ・ HS コード 0306.29.10.00 のタイワンガザミ：
 - 卵を宿しておらず、体長が 10cm または重さが 60 グラムまでのもの

の輸出は禁止される。詳細は海洋水産省ウェブサイトの法令のページ (Kementerian Kelautan dan Perikanan Info Hukum、<http://infohukum.kkp.go.id/>) で確認できる。

●2017年1月16日付商業大臣規定2017年第1号 (No. No. 01/M-DAG/PER/1/2017)

・ 未精錬・未加工のローマテリアルや鉱石 (Ore)	25 品目
・ エネルギー鉱物資源大臣が定める加工最低基準を満たさない鉱業製品	10 品目
・ 同精錬・加工基準を満たさない金属・非金属鉱物	107 品目
・ 同精錬・加工基準を満たさない石類	9 品目

詳細は商業省ウェブサイトの法令ページ (Kementerian Perdagangan Jaringan Dokumentasi dan Informasi Hukum、
<http://jdih.kemendag.go.id/Regulasi?tahunreg=&groupreg=&typereg=&search=&page=1>)
で確認できる。

●2018 年 1 月 10 日付商業大臣規定 2018 年第 4 号
6 品目の金属スクラップの輸出を禁止。これらは HS コード 7204.10.00、7204.29.00、7204.30.00、7204.41.00、7204.49.00 で、いずれもバタム島以外から出たもの、および HS 8002.00.00。

2. 数量規制品目：

●2005年4月19日付商業大臣規定2005年第7号（NO. 07/M-DAG/PER/4/2005）：

（工業商業大臣決定1998年第558号（No. 558/MPP/KEP/12/1998）の直近の変更規定）

以下の品目を輸出許可が必要な品目に指定。輸出許可にて輸出が認められる量が決定。

- ・ 生きた動物や魚
- ・ パーム核
- ・ 鉱物
- ・ 工業製品 等

●2011年11月30日付商業大臣規定2011年第35号（No. 35/M-DAG/KEP/11/2011）：

輸出が認められるロタン製品

・ HSコード ex. 4601、ex. 4602、ex. 9401、ex. 9403 に該当するロタン（旧：HSコード 1401. 20. 00. 00 に該当する直径4～16mmのTaman/Sega および Irit 種のロタン W/S、および Taman/Sega および Irit 種あるいはその他の半製ロタン）。林業製品登録輸出業者（ETPIK）に認定された業者に限定。また、ロタンの輸出には、サーベイヤーによる船積み前検査が義務付けられる。

●2018年12月6日付商業大臣規定2018年第114号

- ・ HSコード 3102. 10. 00、ex. 3105. 10. 90 に該当する政府補助のない尿素肥料

調整会議で年間の輸出量が定められ、その輸出量を国営肥料メーカーの PT PUPUK INDONESIA が子会社に割り当て、輸出承認を取得して輸出する。政府補助のついている尿素肥料の輸出は全面的に禁止。

詳細は商業省ウェブサイトの法令ページ（Kementerian Perdagangan Jaringan Dokumentasi dan Informasi Hukum、<http://jdih.kemendag.go.id/regulasi>）で確認できる。

3. 業者登録制度品目：

●2005年4月19日付商業大臣規定2005年第7号（NO. 07/M-DAG/PER/4/2005）：

（工業商業大臣決定1998年第558号（No. 558/MPP/KEP/12/1998）の直近の変更規定）

- ・ 農園作物
- ・ 林産物製品
- ・ 工業製品
- ・ 鉱物 等

●2008年7月14日付商業大臣規定2008年第25号（No. 25/M-DAG/PER/7/2008）：

ダイヤモンド原石の輸出を商業省に登録した特定業者にのみ認める輸出統制品目に指定。

対象品目：

- a. HS コード7102.10.00.00（未ソート）
- b. 同7102.21.00.00
- c. 同7102.31.00.00

●2007年1月22日付商業大臣規定2007年第1号（No. 01/M-DAG/PER/1/2007）：

スズ塊と前駆体の輸出を登録業者に限定

●2018年12月5日付商業大臣規定2018年第109号

・コーヒーの輸出は、コーヒー登録輸出業者（ETK）に認定された企業のみが行える。ETKの申請は、商業省の許認可サイト INATRADE (<http://inatrade.kemendag.go.id>) に事業基本番号（NIB）、県/市の商業管轄局の調査結果と調査議事録（BAP）をアップロードして提出。申請書類に不備なしとされた日から3稼働日以内に、国際貿易総局長がETK認定書を電子発行する。認定は2年間有効で延長可。

対象となるコーヒーは、HSコード09.01および21.01の8桁のHSコードで16品目。詳細は商業省ウェブサイトの法令ページ（Kementerian Perdagangan Jaringan Dokumentasi dan Informasi Hukum、<http://jdih.kemendag.go.id/regulasi>）で確認できる。

ETKによるコーヒー輸出は、10月1日から9月30日までのコーヒー年度の単位で行われ、原産地証明 ICO（International Coffee Organization）フォームの提出が必要。INATRADEを通じて3ヶ月ごとのコーヒー輸出実現報告が義務付けられている。

従来の期間限定のコーヒー一時輸出業者として認定された後、輸出量が一定量に達した場合に正登録業者に格上げされる方式は廃止された。

●2019年2月28日付商業大臣規定2019年第21号

・石油22品目、天然ガス7品目の輸出は石油ガス輸出登録業者（ET Minyak Bumi dan Gas Bumi）に認定された石油ガス川上事業活動を行う事業体、BUT および石油ガス川下事業活動を行う事業体に、その他燃料9品目の輸出はその他燃料輸出登録業者（ET Bahan Bakar Lain）に認定されたその他燃料事業を行う事業体に限定されている。対象品目は商業省ウェブサイトの法令ページ（Kementerian Perdagangan Jaringan Dokumentasi dan Informasi Hukum、<http://jdih.kemendag.go.id/regulasi>）で確認できる。いずれも輸出承認の取得が義務で、石油ガス分野の事業契約、エネルギー・鉱物資源省石油ガス総局長からの輸出推薦状が必要。船積み前検査と輸出実績報告の義務。輸出は国内の需給状況に応じて実施される。

●2019年4月24日付商業大臣規定2019年第29号

・HSコード8桁ベースで家畜・家畜加工品計17品目の輸出は輸出承認を取得した業者のみ認められる。国内需要が満たされ、国内畜産の持続が保証される時期に限られるもので、

輸出承認の申請には農業大臣の推薦状が必要。対象品目は商業省ウェブサイトの法令ページ（Kementerian Perdagangan Jaringan Dokumentasi dan Informasi Hukum、<http://jdih.kemendag.go.id/regulasi>）で確認できる。輸出実績報告義務あり。

●2012年7月18日付商業大臣規定2012年第47号（No. 47/M-DAG/PER/7/2012、2013年12月12日付商業大臣規定2013年第72号（No. 72/M-DAG/PER/12/2013）にて変更）：

・HSコード10桁ベースで23品目の非医薬品の前駆体の輸出を専用の登録輸出業者（ET）に認定された者に限定。輸出前に輸出承認の取得、船積み前に国家麻薬管理庁へ船積み予告、船積み前検査が必要。対象品目は商業省ウェブサイトの法令ページ（Kementerian Perdagangan Jaringan Dokumentasi dan Informasi Hukum、<http://jdih.kemendag.go.id/regulasi>）で確認できる。

●2012年7月27日付商業大臣規定2012年第51号（No. 51/M-DAG/PER/7/2012）：

・ツバメの巣の中国向け輸出をツバメの巣登録輸出業者（ET-SBW）に認定された輸出業者に限定。輸出できるのはHSコード0410.00.10.00に該当するツバメの巣のみで、高温加工や包装に条件あり。

●2016年12月22日付商業大臣規定2016年第84号（No. 84/M-DAG/PER/12/2016、2017年2月28日付商業大臣規定2017年第12号（No. 12/M-DAG/PER/2/2017）および2017年6月12日付商業大臣規定2017年第38号（No. 38/M-DAG/PER/6/2017）で変更）：

・林業製品の輸出は工業登録証（TDI）あるいは工業事業許可（IUI）および会社登録証（TDP）を有する林業製品製造会社、または商業事業許可（SIUP）とTDPを有する商業会社が行う。輸出が認められる林業製品は、分類Aが51品目、分類Bが4品目。うちHSコードがEx. 4407.10.00.00～Ex.4407.99.90.00、Ex. 4409.10.00.00～Ex. 4409.29.00.00、Ex. 4412.31.00.00～Ex. 4412.99.00.90（ラミネートブロックとラミネートボードのみ）、Ex. 4415.10.00.00～Ex. 4415.20.00.00（ボックス型パレットとボード型パレットのみ）、Ex. 4418.10.00.00～Ex. 4418.90.90.00（ドア板と窓板を除く）、Ex. 9406.00.92.00（木製プレハブ建築のみ）に該当する林業製品はサイズや加工レベル、水分含有度などの条件を満たしたものののみ輸出が認められる。詳細は商業省ウェブサイトの法令ページ（Kementerian Perdagangan Jaringan Dokumentasi dan Informasi Hukum、<http://jdih.kemendag.go.id/regulasi>）で確認できる。分類Aに分類された製品の輸出にはV-Legal書類の添付が義務付られており、船積み前検査でV-Legal書類の真性も確認される。

●2013年1月18日付保健大臣規定2013年第10号：

・麻薬、向精神薬、医薬用の前駆体の輸出は保健サービスと科学技術開発の目的のみ可能とし、麻薬の輸出は保健大臣の特別許可を取得した国営の大規模医薬販売会社 1 社のみに、向精神薬と医薬用前駆体の輸出は保健大臣により製造輸出業者（EP）あるいは登録輸出業者（ET）に指名された医薬品メーカーや大規模医薬販売会社に限定した。いずれも保健大臣から輸出承認書を取得する必要がある。

●2018 年 12 月 21 日付商業大臣規定 2018 年第 122 号

・ワシントン条約（CITES）のリストに含まれるが法律で保護されていない自然植物と野生動物の輸出は、商業大臣から自然植物・野生動物輸出承認（PE-TASL）を取得した会社に限定されている。対象となる自然植物・野生動物は、商業省ウェブサイトの法令ページ（Kementerian Perdagangan Jaringan Dokumentasi dan Informasi Hukum、<http://jdih.kemendag.go.id/regulasi>）で確認できる。PE-TASLは、商業省の許認可サイト INATRADE（<http://inatrade.kemendag.go.id/>）を通じて、事業基本番号（NIB）、商業許可書（SIUP）、環境林業省からの野生動植物国外輸送書（SATS-LN）をアップロードして申請。原則SATS-LNが指定する期間で電子発行される。毎月の輸出実績報告義務あり。

●2017 年 1 月 16 日付商業大臣規定 2017 年第 1 号（No. No.01/M-DAG/PER/1/2017）

・金属／非金属鉱物 112 品目、石類 12 品目、コンцентレートと泥 11 品目の輸出は、エネルギー鉱物資源大臣が定める最低限度以上に精錬および／あるいは加工されたもの限り、Clear & Clean 認証を有する生産操業鉱業許可（IUP Operasi Produksi）、生産操業特別鉱業許可（IUPK Operasi Produksi）、精錬・加工専用生産操業許可（IUP Operasi Produksi untuk pengolahan dan pemurnian）、または工業許可（IUI）を有する会社のみが実行できる。船積み前検査、輸出実績報告が義務。対象製品の加工・精錬最低限度の詳細は商業省ウェブサイトの法令ページ（Kementerian Perdagangan Jaringan Dokumentasi dan Informasi Hukum、<http://jdih.kemendag.go.id/regulasi>）で確認できる。

コンセントレートと泥 11 品目の輸出は 2022 年 1 月 11 日までに規制されており、最長 6 ヶ月有効の輸出承認の取得が必要。輸出承認の申請には鉱物・石炭総局長からの推薦状が必要で、推薦状に船積み港、輸出品目の種類、HS コード、数量などが記載される。

また、ニッケルとボーキサイトの輸出も 2022 年 1 月 11 日まで認められることになった。ニッケル輸出は、Clear and Clean 認証を受けているニッケル生産操業 IUP またはニッケル生産操業 IUPK を有する会社で、低品位ニッケル（含有度 1.7%未満）を、ニッケル精錬・加工設備のインプット総キャパシティの最低 30%利用し、自社開発でも他者との提携でも精錬設備を開発中あるいはすでに開発済であることが条件。ボーキサイトの輸出も、Clear and Clean 認証を受けているボーキサイト生産操業 IUP、ボーキサイト 生産操業 IUPK、ボーキサイトの精錬・加工専用生産操業 IUP、またはボーキサイトの精錬・加工を行う IUI を有する会社で、自社開発でも他者との提携でも精錬設備を開発中あるいはすでに開発済で

あることが条件となっている。いずれも輸入承認の取得、船積み前検査を受ける必要があり、輸出実績報告も義務である。

●2018 年 1 月 3 日付商業大臣規定 2018 年第 1 号：

・民間企業のコメ輸出は、国内備蓄量が十分な時だけ、HS Ex. 1006. 30. 30 に該当するもち米と Ex. 1006. 30. 99 に該当する、有機農業システムを通じないで生産された、割り率最大 25%のその他のコメを、商業大臣から輸出承認を取得した後に輸出できる。輸出承認の取得には、農業大臣他からの推薦状や発注者の注文表明書、有機米の場合は有機認証などの提出が必要。輸出承認の有効期間は 6 ヶ月。輸出されるコメの種類、数量、HS コード、商標、船積み港、目的国などが記載される。包装条件、輸出実績報告義務あり。

●2014 年 7 月 15 日付商業大臣規定 2014 年第 39 号 (No. 39/M-DAG/PER/7/2014、2014 年 8 月 21 日付商業大臣規定 2014 年第 49 号 (No. 49/M-DAG/PER/8/2014)、2018 年 4 月 16 日付商業大臣規定 2018 年第 52 号、2018 年 9 月 17 日付商業大臣規定 2018 年第 95 号で変更)：

・石炭および石炭製品の輸出を石炭登録輸出業者 (ET-Batubara) に認定された会社に限定了。対象は、HS コード 10 桁ベースで 27.01 から 27.08 までの 24 品目。商業省ウェブサイトの法令ページ (Kementerian Perdagangan Jaringan Dokumentasi dan Informasi Hukum、<http://jdih.kemendag.go.id/regulasi>) で確認できる。ET-Batubara の認定申請には事業基本番号 (NIB) や各種石炭生産事業許可の添付が必要で、同認定は 3 年間有効。船積み前検査や輸出実績報告が義務付けられる。

●2014 年 7 月 14 日付商業大臣 2014 年規定第 44 号 (No. 44/M-DAG/PER/7/2014、2015 年 5 月 12 日付商業大臣規定 2015 年第 33 号 (No. 33/M-DAG/PER/5/2015)、2018 年 4 月 16 日付商業大臣規定 2018 年第 53 号にて変更)：

- ① 輸出が規制される純スズ棒 (HS 8001. 10. 00. 00) は、生産オペレーション鉱業許可 (IUP Operasi Produksi)、市民鉱業許可 (IPR)、生産オペレーション特別鉱業許可 (IUPK Operasi Produksi) および/あるいは協業契約 (KK) の権者から得られたスズ粒を原材料として使用したもので、かつ Clear and Clean (CnC) 証明、許可発行官に認証された歳出・作業計画 (RKAB)、および生産課金/ロイヤルティの支払い証明のあるものだけを、商業省国際貿易総局長によって純スズ棒登録輸出業者に認定された会社によってのみ輸出できる。
- ② ソルダール・スズと棒状でない純スズは、スズ取引所からの純スズ棒を原材料として使用したもので、かつスズ取引所からの購入証明のあるものだけを、商業省国際貿易総局長によって工業スズ登録輸出業者に認定された会社によってのみ、輸出できる。
- ③ ①のスズは、本大臣規定で定める技術的条件を満たしたのもののみ輸出できる。
- ④ 会社は純スズ棒登録輸出業者か工業スズ登録輸出業者どちらかの認定しか受けられない。純スズ棒登録輸出業者の認定を受けるには石炭鉱物資源総局長からの推薦状が必

要で、工業スズ登録輸出業者の認定を受けるには金属機械輸送手段電器総局長の推薦状が必要。共に認定は3年間有効で、更新が可能。

⑤ スズ輸出には、輸出承認の取得、船積み前検査義務や輸出実績報告の義務がある。

●2017年5月18日付農業大臣規定2017年第15号(No.15/PERMENTAN/HR.060/5/2017、2018年4月16日付農業大臣規定2018年第17号(No.17/PERMENTAN/HR.060/4/2018)、2018年5月31日付農業大臣規定2018年第26号(No.26/PERMENTAN/HR.060/5/2018)で変更)

・作物種苗の輸出は、事業者や政府機関、個人らが農業大臣の許可を得た後に行えるとしている。

●2018年1月10日付商業大臣規定2018年第4号(2019年2月4日付商業大臣規定2019年第36号にて変更)

・金属スクラップ・残余物12品目の輸出は、商業大臣から輸出承認を取得した企業のみに限られている。輸出承認の取得には工業省金属機械輸送機器電子総局からの推薦状が必要。この推薦状は発行から6ヶ月有効で、輸出が認められる金属スクラップの種類とHSコード、数量、船積み港、輸出目的港、などが記載される。輸出承認も6ヶ月有効。対象品目は商業省ウェブサイトの法令ページ(Kementerian Perdagangan Jaringan Dokumentasi dan Informasi Hukum、<http://jdih.kemendag.go.id/regulasi>)で確認できる。一部はバタム島出自のもので、バタムからの輸出のみに限られる。輸出実績報告義務あり。

●2018年2月2日付商業大臣規定2018年第32号

・HSコード2609.00.00、2620.99.10、ex.2620.99.90のスズとそのスラグ・かす・残余物は、精錬・加工技術の研究開発に必要なサンプル用だけ、輸出承認を取得した輸出業者によってのみ輸出できる。輸出承認は輸出1回にしか有効でなく、その申請にはエネルギー・鉱物資源省石炭鉱物総局長からの技術見解書が必要。技術見解書に輸出の目的、輸出品の種類とHSコード、船積み港、目的国などが記載される。船積み前検査、輸出実績報告の義務あり。

●2005年6月10日付商業大臣規定2005年第10号(No.10/M-DAG/PER/6/2005、2018年1月10日付商業大臣規定2018年第11号で変更)

・HSコード7102.10.00、7102.21.00、7102.31.00のダイヤモンド原石の輸出は、ダイヤモンド登録輸出業者(ET-Intan)に認定された会社に限られている。ET-Intan認定申請には、エネルギー・鉱物資源省石油ガス石炭鉱物総局長からの推薦状が必要。キンバリープロセス認証制度の参加国に向けたシップメントのみなどの輸出条件あり。輸出の都度、輸出承認(SPE)の取得が必要。SPEの写しを政府指定のサーベイヤに送り、審査・検査の後、ダイヤモンド原石証明を発行してもらう。6ヶ月ごとに輸入実績報告義務もある。

●2019 年 5 月 20 日付工業大臣規定 2019 年第 20 号

・工業用燃料であるエチルアルコール（HS コード 22.07）とバイオディーゼル（同 38.26）に属する 9 品目（HS コード 8 桁ベース）の輸出を、登録輸出業者（ET）に指定された製造業者あるいは一般輸出業者に限定。工業省からの輸出推薦状が必要で、工業省内のアグロ産業育成総局農園林産物産業育成局長または化学産業育成総局川上化学産業育成局長宛て、1 年間の輸出計画、セーフティ・データ・シートなどを添付して申請、国内の需要や生産能力を勘案して発行される。輸出実績報告義務がある。

以 上